

第 1 回荒川河川整備計画関係都県会議

1. 開会

○河川調査官

皆様、本日は大変お忙しい中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより荒川河川整備計画関係都県会議を開催させていただきます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

一番上に資料目録という 1 枚がありまして、めくっていただきますと、議事次第、それから配席図、それから、規約（案）というものが資料 1 でございます。それから、その下に資料 2 で、A 3 判の横置きで荒川の現状と課題という資料、そして資料 3 ということで、当面の進め方というものが本資料でございます。

その下に、参考資料の 1 と 2 ということで、参考資料 1 が、河川法の抜粋、それから参考資料 2 が、荒川水系の河川整備基本方針の写しでございます。

配付漏れなどがございましたら、お知らせいただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり）

○河川調査官

それでは、開会に当たりまして、国土交通省関東地方整備局河川部長の泊より、一言御挨拶申し上げます。

○河川部長

国土交通省関東地方整備局河川部長、泊でございます。

本日は、ご多忙の中「荒川河川整備計画関係都県会議」に御出席いただきありがとうございます。

まずは、我々から「会議の設置について」、「規約（案）」についてお諮りさせていただきます。

その後、御了解いただいた規約に基づいて、以後の会議を公開とし、報道関係者の皆様に入室頂くとともに、別室での中継映像による傍聴を開始した上で、改めて挨拶をさせて頂き、本日の議題であります「荒川の現状と課題」、「当面の進め方」についてお示しさせていただきます。

皆様には、貴重なお時間を頂戴致しますが、本日は、どうぞよろしくお願い致します。

2. 規約について

○河川調査官

それでは、議事次第の2番目でございます。

最初に、本日の本会議の規約についてお諮りをさせていただきたいと思っております。

それでは、よろしくお願い致します。

○河川計画課長

河川計画課長の西田です。

それでは、規約について御説明させていただきます。

座って説明させていただきます。

資料1の荒川河川整備計画関係都県会議規約（案）というものをお手元に御用意ください。

規約（案）を読ませていただきます。

（名称）

第1条 本会は、「荒川河川整備計画関係都県会議」と称する。

（目的）

第2条 会議は、荒川水系荒川河川整備計画の策定主体である国土交通省関東地方整備局長が、河川法第16条の2第5項に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち、関東地方整備局と関係都県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めることを目的とする。

（組織）

第3条 会議は、別紙で構成される。

1 枚めくっていただきますと、別紙として、この荒川河川整備計画関係都県会議の構成、埼玉県県土整備部長、東京都建設局長、それから国土交通省関東地方整備局河川部長としております。

戻りまして、第3条の2でございますけども、関東地方整備局は、会議を招集し議題の提案を行うとともに、河川整備計画に係る検討内容の説明を行う。

3 関係都県は、会議において関東地方整備局が示した内容に対する見解を述べる。

4 関係都県は、会議の開催を関東地方整備局に要請することができる。

(情報公開)

第4条 原則として報道機関を通じて公開するものとし、必要があると認めるときは、中継映像による傍聴措置を講ずることができる。

2 会議に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物の生息場所等を示す資料など、公開をすることが適切でない資料等については、会議の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第5条 会議の事務局は、国土交通省関東地方整備局河川部に置く。

2 事務局は、会議の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第6条 この規約を改正する必要があると認められるときは、会議で協議する。

(その他)

第7条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議で協議する。

一般最後、附則でございます。

以上でございます。

○河川調査官

ただいまありました荒川河川整備計画関係都県会議規約（案）につきまして、御異議がございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○河川調査官

よろしいですか。

それでは、異議なしということで、規約につきましては、原案のとおりとさせていただきます。

それでは、御了解をいただきました規約に基づきまして、以後の会議を公開とさせていただきます。

報道関係の皆様にご入室をいただくとともに、別室へ中継映像の配信の作業を行いますので、しばらくそのままお待ちください。

(報道関係者入室)

○河川調査官

それでは、皆様、大変お忙しい中、御出席を賜りまことにありがとうございます。

先ほど、構成員の皆様と規約について決めましたので、引き続き、荒川河川整備計画関係都県会議の議事を進行したいと思います。

私は、本日の進行を務めさせていただきます関東地方整備局河川調査官の小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

記者発表の際に、会議の公開についてお知らせしておりますけれども、カメラ撮りにつきましては、冒頭の挨拶までとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、引き続きまして、本日の御出席者の御紹介をさせていただきます。

まず、埼玉県県土整備部長、柳沢一正様でございます。

○埼玉県県土整備部長

よろしくお願いいたします。

○河川調査官

東京都建設局長の代理で、河川部長の中島高志様でございます。

○東京都技監（建設局長兼務）代理

中島です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

続きまして、関東地方整備局でございます。

河川部長の泊です。

○河川部長

泊です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川計画課長の西田です。

○河川計画課長

西田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川環境課長の徳道です。

○河川環境課長

徳道です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

河川管理課長の横坂です。

○河川管理課長

横坂でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○河川調査官

水災害予報センター長の津久井です。

○水災害予報センター長

津久井でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

荒川上流河川事務所長の河村です。

○荒川上流河川事務所長

河村です。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

荒川下流河川事務所副所長の新井です。

○荒川下流河川事務所副所長

新井でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

二瀬ダム管理所長の本戸です。

○二瀬ダム管理所長

本戸でございます。よろしくお願いいたします。

○河川調査官

最後になりますが、私、河川調査官の小島でございます。

今回、傍聴会場の中継などのために、本会場内でビデオカメラ等による撮影を行っておりますので、御了承ください。

また、取材及び一般傍聴の皆様には、お配りしております、「取材または傍聴に当たっての注意事項」に沿って適切に取材及び傍聴され、議事の進行に御協力いただきますように、よろしくお願いいたします。

3. 挨拶

○河川調査官

それでは、国土交通省関東地方整備局河川部長の泊より御挨拶申し上げます。

○河川部長

国土交通省関東地方整備局河川部長、泊でございます。

改めまして、本日は、ご多忙の中「第1回荒川河川整備計画関係都県会議」に御出席いただきありがとうございます。

この荒川では、（平成9年の河川法改正を受け）平成19年に荒川水系河川整備基本方針が定められ、その後、今後20～30年間の具体的な河川の整備内容を定める河川整備計画の策定に向けた検討を進めてきたところです。

皆様ご存じのように、荒川は、甲武信ヶ岳に源を発し、埼玉県中央部、東京都都市部を流下し、東京湾に注ぐ一級河川です。

中流部から下流部にかけて高密度に発展した首都圏を氾濫区域として抱えているとともに、社会・経済活動に必要な多くの都市用水や農業用水を供給しており、わが国の政治・経済の中核を支える重要な河川です。

また、荒川水系の河川が有する水と緑の空間は、恵まれた自然環境と多様な生態系を育み、首都圏住民に憩いと安らぎを与える貴重な場となっており、荒川水系の治水・利水・環境についての意義はきわめて大きいといえます。

荒川の流域は埼玉県、東京都にまたがり、河川整備計画の策定にあたっては、広域的な治水バランスなどについて調整が必要となります。

そこで、私ども国土交通省関東地方整備局では、荒川水系荒川河川整備計画の策定に向けて本格的に検討を進めることとし、河川法第16条の2第5項に基づく関係都県知事の意見聴取に先立ち、河川整備計画の策定主体である関東地方整備局と関係都県において、相互の立場を理解しつつ河川整備計画に係る検討内容の認識を深めるために、新たに「荒川河川整備計画関係都県会議」を設置することと致しました。

本日は、「荒川の現状と課題」と「当面の進め方について」をお示しいたします。

皆様には、貴重なお時間を頂戴致しますが、本日は、どうぞよろしくお願ひ致します。

○河川調査官

まことに申しわけございませんけれども、カメラ撮りはここまでとさせていただきたいと思っておりますので、御協力のほうをよろしくお願いいたします。

(カメラ退室)

○河川調査官

それでは、議事を進めたいと思います。

初めに、先ほど資料の1でございます都県会議の規約を改めお配りしておりますけれども、附則の施行日のほうが抜けておりますので、この規約は、平成27年2月9日、本日から施行するという御記入いただければと思います。申しわけございません。

4. 荒川の現状と課題

○河川調査官

引き続き、議事次第に従いまして議事を進めてまいります。

議事次第の4、荒川の現状と課題、それから、5、当面の進め方について、一括して説明を申し上げます。

○河川計画課長

河川計画課長の西田でございます。

それでは、荒川の現状と課題について御説明させていただきます。

資料2、A3の横の資料をお手元に御用意ください。

1枚めくっていただきまして、1ページから6ページは、流域の概要をお示ししております。

1ページの左上にお示ししておりますとおり、荒川は、我が国の政治・経済の中核機能を有します首都東京を貫流する一級河川でございます。流域の資産は180兆円にも及びます。

右上に降雨特性をお示ししておりますが、流域の平均降水量は全国平均と比べて少なく、流域の上流部は多雨傾向にあります。

右下に河道特性をお示ししておりますが、中流部は大きな高水敷を有しております。

1枚めくっていただきまして、2ページでございますけれども、2ページは、氾濫域の概要をお示ししております。

荒川の下流域は、左上にもお示ししておりますとおり、流域の急激な市街化に伴いまして、河川沿川の土地利用も高密度に進展しております。

また、右上にお示ししておりますけれども、昭和20年代ごろから地下水のくみ上げ等が原因で地盤沈下が顕在化しております。現在は、地下水のくみ上げ規制により収束化傾向でございますけれども、最大で4.5m沈下しているところもございます、下流沿川にはゼロメートル地帯が広範囲に広がっています。

また、右下にお示ししておりますけれども、地下鉄・地下街などの地下空間も多数存在しております、荒川下流域は水害に対して脆弱でございます。そのため、荒川が氾濫した場合は、甚大な被害が発生します。

1枚ページをめくっていただきまして、3ページは、荒川の洪水の氾濫特性をお示ししております。

左の図は、過去の氾濫の状況をお示ししております。右の図は、荒川浸水想定区域図でございます。

氾濫する場所により特性が異なります。入間川合流点下流は氾濫水が拡散する拡散型、合流点上流の左岸は大宮台地を回って東京まで氾濫が及ぶ広域拡散型、右岸は氾濫水が自然にとまる拡散貯留型、それ以外は山付きや支川堤防で氾濫水がとまる貯留型の氾濫特性を有しております。

1枚めくっていただきまして、4ページは、自然環境の概要をお示ししております。

上流部は、山間溪谷の自然と岩畳状の河川景観を有しております。

中流部は、熊谷市から上流は砂礫河原が広がり、瀬・淵が形成されております。熊谷市から下流は広大な高水敷に残る旧流路と湿地、それから河畔林が点在しております、多様な生物の生息・生育環境を有しております。

下流部は、ヨシ原・干潟が形成されております、都市域の貴重な自然空間となっております。

入間川等の支川は、連続して分布するヨシ・オギ群落や砂礫河原等の多様な自然環境が形成されております。

1枚めくっていただきまして、5ページでございますけれども、5ページは、荒川に生息しております動植物をお示ししております。

さらに1枚めくっていただきまして、6ページは、河川空間の利用の概要をお示ししております。

右側に利用の状況を写真でお示ししていますように、首都圏近郊の豊かな自然環境や都市部における貴重なオープンスペースとして、多くの人に多目的に利用されているとともに、レクリエーションや物資の輸送など、水面も盛んに利用されております。

1枚めくっていただきまして、7ページは、水環境（水質）の概要をお示ししております。

本川・支川ともに近年は、環境基準をおおむね満足しております。

1ページおめくりください。

8ページは、改修の変遷をお示ししております。荒川の治水の基本思想は、上・中流部で洪水を溢れさせ、下流部の江戸・東京を防御することとして昔から治水対策を進めてきました。

江戸時代以前は、上流・中流部は、連続堤防築造せずに、洪水時には氾濫させ、集落を堤防で囲む大囲堤の整備等の家屋形態をとりまして洪水に備えてまいりました。

下流部は、日本堤、隅田堤の築堤により河道漏斗状として、江戸より上流で洪水を溢れさせ、江戸を守ってきました。

江戸時代には、大都市江戸の発展のため、木材等の運搬するルート確立のために久下地先において新川開削し、荒川を和田吉野川へ西遷しました。

明治時代には、市街化が進行したことにより、築堤が困難であったことから、岩淵地点から河口に至る約22キロの放水路を開削しました。

1ページおめくりください。

9ページをごらんください。大正時代には、荒川の中流部で堤防整備や蛇行していた低水路の直線型は捨て、遊水機能を高めるための横堤の整備を行う治水対策を進めてきました。

1ページおめくりください。

10ページは、主な洪水とこれまでの治水対策をまとめたものをお示ししております。

明治43年の洪水を契機に、荒川改修計画を策定し、以後、たび重なる計画流量以上の洪水の発生や隅田川沿川の都市化の進展を踏まえまして、昭和48年に工事実施基本計画を改定しました。

さらに、平成9年の河川法改正に伴い、平成19年3月に河川整備基本方針を策定しまし

た。

1枚おめくりください。

11ページは、河川整備基本方針の概要をお示ししております。

左上になりますが、河川整備基本方針の計画規模は、200分の1でございます。

基準地点の岩淵地点の基本高水ピーク流量は1万4,800トン、そのうち7,000トンを河道で流下させ、7,800トンを洪水調節施設で対応する計画でございます。

この河川整備基本方針に従い、河川荒川下流部の治水安全度の着実な向上を図るために河道内調節池など、洪水調節施設の整備を重点的かつ計画的に進めることを基本とするとともに、上下流・本支川・左右岸バランス、それから緊急性等を踏まえながら適切に実施してまいります。

1枚おめくりください。

12ページは、堤防の整備状況をお示ししております。

下流部の堤防は、おおむね計画断面が確保されておりますが、一部高潮堤区間、それから橋梁部等で堤防の断面不足の箇所がございます。

中流部については、断面不足の箇所が多く、上下流のバランスを踏まえ整備が必要でございます。

また、支川については、平成11年の出水を契機に緊急的に行った事業により整備が進みましたけども、一部上流、樋管部等で断面不足の箇所がございます。

1枚おめくりください。

13ページは、洪水調節施設の整備状況をお示ししております。

荒川は、下流に首都圏を抱えておりまして、氾濫による被害を軽減するためには、中上流部で洪水をためることが効果的でございます。中央の図で、青四角で囲んでおります上流の二瀬ダム、浦山ダム、滝沢ダム、それから、中流部の第一調節池の4施設が既に供用しております。

1枚おめくりください。

14ページは、大規模地震時の被害想定をお示ししております。

中央防災会議首都直下検討ワーキングの「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」によりますと、首都直下のM7クラスの地震は今後30年間に70%の確率で発生するとされております。

しかし、荒川の下流部周辺は多くの木造住宅密集地域を抱えておりまして、ゼロメートル

ル地帯や多くの地下空間が存在します。

荒川の河川管理施設は大規模地震により被災する可能性があり、河川管理施設の重要度に応じた耐震対策を講ずる必要があります。

また、被災した河川管理施設の復旧の遅れは、低地への津波浸水や治水安全度の低下を招くだけでなく、ライフラインや交通・通信施設等の機能復旧に支障をきたすため、河川として緊急用輸送ネットワークを確保する必要があります。

1枚おめくりください。

15ページは、河床の変動状況をお示ししております。

下流部では、浚渫による河床低下や地盤沈下による河床低下などが見られておりますが、近年は安定傾向でございます。

1枚おめくりください。

16ページは、利水の現状と課題をお示ししております。

荒川水系は、農業用水を始めとして、水道用水、工業用水、発電用水等、大量に水利用が行われています。

水道用水は、東京都、埼玉県の約1,500万人に供給されておりますが、その多くは荒川水系及び利根川水系の水源開発施設で開発されております。

今後は、少雨化傾向や少雨・多雨の変動幅が大きくなっていることなど、気候変動を考慮した安定的な利水安全度の確保が必要でございます。

1枚おめくりください。

17ページから19ページは、自然環境についてお示ししております。

17ページは、中上流部についてお示ししております。

砂礫河原が減少して外来種が分布するようになりました。また、砂州が固定化して水衝部が左岸側に偏り、河川構造物が被害を受けるおそれがあるなど、治水面においても課題がございます。

1枚おめくりください。

18ページは、中下流部についてお示ししております。

広大な河川敷で、昭和20年代に見られた旧河道の開放水面が減少傾向にあり、これは河床の低下による冠水頻度の減少等が要因と考えられます。

また、洪水による攪乱・更新がないため、ハンノキ等の河畔林の壮齢樹化が進み、ミドリシジミの食草となる若齢樹が少なくなることにより、河畔林が単純化することが懸念さ

れております。

1枚おめくりください。

19ページは、下流部についてお示ししております。

下流部汽水域のヨシ原は、ヒヌマイトトンボ、オオヨシキリ等の生息場となっており、干潟はトビハゼ、クロベンケイガニ等の汽水生の生物の生息場となっております。

1枚おめくりください。

20ページは、エコロジカルネットワーク構築の取り組みをお示ししております。

河川が上流から下流に至る各地域を連続した空間として結びつけるエコロジカルネットワークの基軸となる役割を果たしていることに鑑みまして、将来にわたって荒川流域の生物多様性を保つために、三ツ又沼のビオトープなど河川内に残された自然地の保全・再生に取り組んでおります。

引き続き、河川内に残された自然地の保全・再生を図りつつ、これら自然地をつないでいくための施策を流域一体となって進めることが必要でございます。

さらに、荒川流域のみならず関東平野を視野に入れた関東エコロジカルネットワークの形成を多様な主体と共同、連携して組むことが必要でございます。

1枚おめくりください。

21ページは、河川利用・地域連携についてお示ししております。

利用については、不法投棄やホームレス等の不法占用、危険・迷惑行為等が問題となっております。

また、自然地等の維持管理について、自治体、NPO、ボランティア等と協議して実施しておりますけれども、参加者の高齢化等により持続可能な維持管理が課題となっております。

1枚おめくりください。

22ページは、今後取り組むべき課題として気候変動についてお示ししております。

IPCCの第5次報告書によりますと、熱帯低気圧の強度が高まり、激しい降雨の頻度が増大し、海面も今世紀末には、1986年から2005年と比べ、平均海面水位も26から82cmの範囲で上昇する可能性が高いと予測されております。

年最大日降水量が増加し、治水安全度が低下すると予想されております。これらの課題に対して信頼性の高い施設による安全性の確保とともに社会条件の変化の中で地域づくりと一体となった流域における適応策を進める必要があります。

以上で荒川の現状と課題について説明は終わります。

5. 当面の進め方について

○河川計画課長

続きまして、資料3をお手元に御用意ください。

当面の進め方と題している資料でございます。

当面の進め方としては、荒川河川整備計画有識者会議を設置し、開催することとします。

この会議は、資料にもお示ししておりますけれども、国土交通省関東地方整備局長が、荒川水系、荒川河川整備計画（案）を作成するに当たり、河川法第16条の2第3項に基づいて学識経験を有する者の意見を聞く場として設置するという趣旨でございます。

第1回は、2月13日に開催いたします。議題は、本日お示ししました荒川の現状と課題等でございます。

委員につきましては、1枚おめくりいただきまして、後ろに委員名簿をつけております。

以上でございます。

○河川調査官

私どもが用意した資料は、以上となります。

それでは、ただいまお示ししました内容に関しまして、何かありましたら挙手の上、マイクのスイッチを押していただきまして、御所属とお名前の後に御発言をいただければと思います。

いかがでしょうか。

じゃあ、埼玉県さん、お願いします。

○埼玉県県土整備部長

埼玉県の県土整備部長の柳沢でございます。

御説明ありがとうございました。

2点、申し述べさせていただきたいと思います。

1点目でございますけれども、12ページに堤防の整備状況、それから13ページに洪水調節施設の整備状況について御説明がございましたけれども、荒川の治水対策につきましては、

県民の安心・安全を確保する上で大変重要な課題でございます。

さいたま築堤を初めといたしまして、現在継続中の事業につきましては、荒川の流下能力の確保ですとか、堤防の安全性向上の観点から不可欠な事業でございますので、ぜひ引き続き着実に進めていただきたいと思います。

また、先月20日には、国土交通省から、新たなステージに対応した防災・減災のあり方が公表され、例えば、最大クラスの洪水、こういった最悪の事態を想定した対応の必要性ですとか、その方向性などが取りまとめられたところでございます。

御説明にもございましたけども、荒川が氾濫した場合の影響は極めて甚大でございますので、今後の気象変動による影響も考えますと、想定被害はさらに大きなものになるのではないかというふうに思っております。

一番最後に、今後取り組むべき課題と説明がございましたけども、ぜひこういった観点も考慮した上で、計画づくりをお願いしたいと思います。

それから、2点目でございますけども、当面の進め方でございますが、計画づくりに当たりましては、地元の市町村の意見も大変重要でございます。今後、市町村の意見を聞く機会、それから市町村へ十分な説明ができる時間の確保につきましても、あわせて配慮していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○河川調査官

はい、ありがとうございます。

それでは、東京都さんはいかがでしょう。

○東京都技監（建設局長兼務）代理

東京都建設局の河川部長の中島でございます。

私からは3点ほど申し上げさせていただければと思いますが、最初に耐震対策でございます。

14ページのところに、大規模地震時の被害想定ということで出ておりますが、今も国土交通省におかれましては、耐震対策に取り組んでいただいておりますけども、東日本大震災等を踏まえまして、東京都におきましても、こちらに出ていますゼロメートル地帯、東部低地帯と言っておりますけれども、こちらにつきまして、地盤が低いということと、そ

れから、地盤もあまりよくない、強度もよくないということで、いざ地震が発生したときに、堤防で守られている地域ですので大変大きな被害になってしまうということで、この耐震化を今、都のほうでも隅田川ですとか中川ですとか、そうした河川で進めております。

最大級の地震があった場合でも機能を損なわないようにということで、防潮堤ですとか、あるいは水門の対策について取り組んでいるところですが、当然、荒川も東部低地帯を貫く河川でございますので、一体的な対応が必要になるかと思っております。

したがいまして、この整備計画におきましても、耐震対策についてしっかりと位置づけた上で、引き続き取り組んでいただくようお願いを申し上げます。

それから、2点目ですが、これは気候変動への対応ということで、今、柳沢部長のほうからお話がありましたけれども、22ページにも資料がございますし、また国土交通省におかれましては、新たなステージに対応した防災・減災のあり方ということで対策も示されております。

荒川におきまして、もしも、ここにありますような破堤みたいな状況が生じた場合には大変な被害になるということで、そのための対策、今まで想定されていなかったような雨についても考えるということでございますが、そちらにつきましても、この整備計画の策定の中で議論をしていただき、必要な対策を盛り込んでいただければというふうに思います。

それから、3点目ですが、当面の進め方ということで、荒川につきましても、今申し上げた防災面だけではなくて、緑ですとか、オープンスペースが多いエリアでして、利活用も、かなり都民からされておりますし、また、利水という面でも、荒川に4割を水源として依存しているというような状況もございまして、都にとって大切な河川でございますし、また、整備計画というのは重要な意味を持つ計画だと思っておりますので、今後、整備計画の策定に当たりまして、東京都ですとか、あるいは関係の区ですとか、そうした関係機関への情報提供、説明をしっかりと行っていただき、合意形成をきちんと図った上で策定をしていただくと、そういったプロセスを丁寧に踏んでいただきますことをお願い申し上げます。私からの要望ということで3点申し上げさせていただきます。

○河川調査官

ありがとうございました。

それでは、都県の皆様から御発言をいただきましたので、ただいまの御発言に関しまして、関東地方整備局のほうから発言させていただきたいと思っております。

まず、埼玉県さんのほうからは、治水安全の向上をさせるための取り組みというところで御指摘をいただきました。

また、東京都さんのほうからは、ゼロメートル地帯等の耐震対策ということで御発言をいただきましたけれども、私ども国土交通省関東地方整備局におきましては、荒川の治水安全度を高めるために、さまざまな取り組み、さいたま築堤というお話もございましたし、河川管理施設の耐震対策等といったところを現在進めてきているところでございます。

この河川整備計画の中では、河川整備の実施に関する事項などを今後定めていくことになるのでございますけれども、そうした事項につきましては、現在実施中のプロジェクトなどの状況を考慮しながら、今後検討を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、こちら、埼玉県さん、東京都さんのほうから、新たな防災・減災のあり方、新たなステージにおける防災・減災のあり方等のお話をいただきましたし、また気候変動等の影響といったような御指摘もありました。

整備計画の内容に関しまして、そうした気候変動による影響の考慮でありますとか、さまざまなことも考慮しながら、いただいた御発言を踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えているところでございますので、こちらのほうもよろしく願いしたいと思っております。

それから、進め方ということに関しまして、幾つか御指摘をいただきました。

まず、市区町村さんと連携といいますか、コミュニケーションといったところでございますけれども、日ごろより私どもは、市区町村さんの皆様とは、さまざまな形でコミュニケーションというか、やりとりをさせていただきながら事業管理を進めさせていただいているところでございますけれども、今回、河川整備計画におきましては、正式には御案内のとおり、河川法の第16条の2の第5項に基づきまして、関係都県知事の意見聴取をさせていただく際に、都県知事が意見を述べようとするときには、あらかじめ関係市町村長の意見を聞くということが定められております。

市区町村さんへの意見の聞き方あるいは時期、タイミング等につきましては、また改めて皆様方にお示しをさせていただきたいと考えておりますので、いずれにしても、しっかりと市区町村さんの皆さんともコミュニケーションをとれるような形で進めていきたいと思っております。

そしてまた関係機関も含めた都県の皆様とは、この会議も含めまして、検討内容などにつきまして認識を深めつつ、河川整備計画の策定作業を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、今後の見通しといった部分の御指摘がありましたけれども、現時点で具体的にスケジュールをお示しするという事は困難でありますけれども、各方面からさまざまな意見に耳を傾けつつ、速やかに策定作業を進めていきたいというふうにかけているところでございますので、こちらのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただいまいただきました御発言に關しまして整備局のほうから述べさせていただきますけれども、何か漏れなり、追加なりがあれば御指摘をいただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河川調査官

それでは、整備局のほうもよろしいですか。

(「なし」の声あり)

6. 閉会

○河川調査官

御発言いただいたということでございまして、特に発言がないということでございますので、これをもちまして、荒川河川整備計画関係都県会議を閉会させていただきたいと思ひます。

本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —